

令和8年第2回清瀬市農業委員会議事録

令和8年2月24日午前9時00分から午前9時30分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催しました。

- | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|--|--|
| 1 出席委員 | 会 長 | 第10番 | 松村 俊夫 | | | |
| | 会長職務代理 | 第12番 | 小寺 正明 | | | |
| | 第1番 | 齊藤 正樹 | 第2番 | 小寺 一壽 | | |
| | 第3番 | 村山 昇 | 第4番 | 村野 和博 | | |
| | 第5番 | 村野 正明 | 第6番 | 森田 庄司 | | |
| | 第7番 | 中村 正一 | 第8番 | 新井 誠子 | | |
| | 第9番 | 村山 孝 | 第11番 | 高橋 将則 | | |
| | 第13番 | 坂間 和弘 | 第14番 | 土屋 俊治 | | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 遠田真史・山下航平・保原樹

4 付議事項

- (1)相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (2)「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
- (3)農地法の届出について〔5条関係〕
- (4)その他

議 長 皆さん定刻になりましたので、令和8年第2回清瀬市農業委員会を始めたいと思います。本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第14番の土屋俊治委員、第1番の齊藤正樹委員となっております。よろしく願いいたします。

議 長 議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺正明委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～小寺正明委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請は7件あり、先に6件目のみを説明いたします。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。6件目を土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員 2月17日に事務局の山下さんと現地調査をしてまいりました。対象地は大きく4か所に分かれております。1か所目は作業場が西側にあり、ビニールハウスが南に3棟、真ん中に3棟、北に2棟建っており、そのうち南のハウスは土壌消毒で被覆されており、真ん中と北側はカブが栽培されておりました。2か所目は1か所目と道路を隔てて反対側であり、綺麗に耕耘されておりました。3か所目は作業場の北側にあり、ハウスが全部で34棟建っており、うち3棟が水菜、1棟は植木、そのほかはすべてカブが栽培されておりました。露地ではほうれん草、ハウスの一部はサツマイモやブロッコリーも作付けされておりました。4か所目は幼稚園の西側にあり、そのうち南側は露地でニンジン、北側はハウスが4棟あり、ハウス内はカブが栽培されておりました。すべての農地が効率よく活用されており、全く問題ないと考えます。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議ありませんので、それでは承認させていただきます。
小寺正明委員の入室を許可します。

～小寺正明委員入室～

議 長 それでは事務局より残りの案件について説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。

[事務局より説明]

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。
1件目から3件目、村山昇委員よりお願いいたします。

村山昇委員 まず、1件目、2月5日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。対象地は自宅南側と新小金井街道の南側の2か所です。新小金井街道の南側は、隣接する後継者名義の農地と合わせて3連棟の鉄骨ハウスが建っており、イチゴの高設栽培が行われておりました。自宅南側の農地も後継者名義の農地と隣接しており、パイプハウスが2棟建っており、東側がイチゴの育苗、西側はスイカを栽培した跡が見られました。その南側の露地畑はきれいに耕耘されており、全体的に問題ないと考えます。

続けて2件目、同じく2月5日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。対象農地は自宅南側に3か所、新小金井街道南側に1か所です。新小金井街道の南側は、先ほど説明いたしました1件目のとおり、隣が父親の所有する農地であり、隣にまたがって3連棟の鉄骨ハウスが建って、イチゴの高設栽培が行われていました。自宅南側の露地の畑は枯草が残った状態になっていましたので、本人に会うことができましたので、きれいに片付けるよう口頭にて伝えました。熱心なイチゴの生産者であり、問題ないと考えます。

3件目、同じく2月5日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。対象地は自宅の北側1か所で、直売を中心としているため、ブロッコリー、ホウレンソウ、ダイコン、キャベツなど少量多品目の野菜が生産されており、きれいに管理されていました。問題ないと考えます。

議 長 4件目から5件目、土屋委員よりお願いいたします。

土屋委員 2月17日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象地は2か所で、1か所目はグリーンタウン清戸団地の北東側で道路に面しており、きれいに耕耘されていたものの、やや雑草が生えはじめていました。また、畑の三方が背の高いツツジに囲まれており、枝が伸びた際には歩道側に支障がある可能性があります。また、もう一方の面はサツキが植えられており、こちらも枝が隣地の農地に影響を与える可能性があります。2か所目はその北側にあり、南北にハウスが4棟ずつ、計8棟建っていました。そのうち7棟はビニールが破れており、使用状況は定かではないものの、ハウス内は耕耘されておりました。1棟のみ、ビニールが張られており、トウモロコシを栽培した形跡がありました。

5件目、2月17日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。申請者は4件目の後継者であり、対象地は2か所あり、1か所は防衛省敷地の近くにあります、きちんと耕耘されておりました。2か所目は清掃業者の事務所近くにあります、こちらも耕耘されておりました。どちらもきれいな状態になっています。

議 長 7件目、村野正明委員よりお願いいたします。

村野正明委員 2月17日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は2か所あり、1か所目の農地は麦が撒かれておりました。2か所目の農地は麦が撒かれている箇所と大根・ほうれん草・ネギ・ブロッコリーを栽培している箇所がありました。麦の間に雑草が生え始めていたため、春先までに対応しないと雑草が繁茂する恐れがあることから事務局から申請者へ対応するよう伝えてもらいました。経過を観察する必要があるかと思いますが、認定しても問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 特にないようですので、承認させていただきます。

議 長 議案第2号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺正明委員はしばらくの間、退室をお願いします。

～小寺正明委員退室～

議 長 事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は1件です。申請者の住所氏名は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 現地調査に行った土屋委員より報告をお願いいたします。

土屋委員 2月17日、事務局の山下さん、貸付人、借受人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。対象地は2か所あり、1か所目は借受人の農地に隣接しております。2か所目はその北側で、借受人の家族が他の方から借り受けている農地に隣接しております。いずれも作業効率の向上につながることから問題ないと考えます。借受人は皆様もご存じのように熱心で、パート従業員も雇用し、幅広く営農されている方です。借受けた農地ではニンジンやカブなどを生産する予定だそうです。現在、所沢市内にも農地があり、作業の効率化のために近い農地を探していたところ、隣接する農地の所有者と合意でき、貸借に至ったとのことでした。

議 長 只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認させていただきます。
小寺正明委員の入室を許可します。

～小寺正明委員入室～

議 長 議案第3号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は5件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。1月14日から2月10日までの受付分となっております。

[事務局より説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等がございますか。

委 員 (異議なし)

議 長 以上が5条の報告です。

議 長 議案第4号、その他を議題とさせていただきます。
(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、依頼は1件です。所有者の住所氏名等は省略させていただきます。

[事務局より説明]

議 長 これは生産緑地の買取申出に係る協力依頼でございます。担当地区で希望される方がいれば、事務局まで一報ください。続けて、(2) 事業計画の変更の届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 こちらは「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づいて農地の貸借を行っている案件で、氏名・住所の変更等の軽微な変更があった際に提出される届出です。今回の変更届出は、野塩地区で農地を貸借している法人の代表者が変更になったという内容です。貸借の内容に変更はございません。説明は以上です。

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等がございますか。質問がなければ、続いて(3) 会議の報告についてです。

①北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式
令和8年2月4日(水)午後1時30分より武蔵野スイングホールで行われました。参加者は受賞者と私と職務代理と事務局です。今回、中村委員が受賞されました。おめでとうございます。

②第3回農業まつり実行員会
令和8年2月12日(木)午後4時00分よりコミュニティプラザひまわりで行われました。参加者は農業委員と事務局です。以上が会議の報告でございます。

続いて(4) 会議の日程についてです。

①第67回東京都農業委員会・農業者大会
本日、令和8年2月24日(火)午後1時30分よりプリモホールゆとろぎ(羽村市生涯学習センター)で行われます。参加者は受賞者と農業委員と事務局です。

②第3回清瀬市農業委員会

令和8年3月25日(水)午後1時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は農業委員と事務局です。勉強会が行われる関係で、午後の開催となりますのでご注意ください。終了後、3時から続けて勉強会を行います。

以上が会議の日程でございます。
全体を通して質問等はございますか。

事務局 事務局はありません。

議長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第2回清瀬市農業委員会を閉会致します。お疲れ様でした。